

国土交通省中部運輸局

令和5年2月17日14時00分発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
TEL 052-952-8036

尾張・三河地区タクシーの運賃改定について

令和4年7月から同年10月までに提出されておりました、尾張・三河地区（次ページ略図参照）におけるタクシー運賃改定要請について審査した結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

(1) 増収率：11.91%

(2) 新運賃の内容（別添1のとおり）

※普通車上限運賃額を抜粋

| 車種区分 | 改定運賃（上限運賃） | | | | 現行運賃（上限運賃） | | | |
|------|------------|------|------|------|------------|------|------|-----|
| | 初 乗 | | 加 算 | | 初 乗 | | 加 算 | |
| 普通車 | 1.124km | 630円 | 253m | 100円 | 1.178km | 600円 | 251m | 90円 |

(3) 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

(4) 新運賃の実施日：令和5年3月20日（月）

(5) 査定の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。

このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、愛知県タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること。」について指導をすることとしています。

2. その他参考（運賃改定要請状況）

(1) 要請受付期間 令和4年7月8日～令和4年10月7日

(2) 要請事業者数 32者（地区法人事業者数 63者）
要請車両数 1,947両（地区法人車両数 2,270両）
要請率 85.77%

(3) 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

| | | |
|-------|------------|-----------|
| ①初乗運賃 | 1.0～1.1 km | 600～650 円 |
| ②加算運賃 | 192～268m | 90～100 円 |

【尾張・三河地区略図】

「尾張・三河地区」とは、下地図の黄色部分です。（名古屋地区を除く愛知県全域）

愛知県 38 市 14 町 2 村のうち、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）、一宮市、稲沢市、岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡幸田町、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）の 26 市 10 町 1 村の地域

